

質問	回答
施行後に、FIT認定を受け使用を開始する予定の10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、あるいは20kW未満の風力発電設備がありますが、FIT認定を受けるので基礎情報届出は不要ですか？	施行後（令和5年3月20日以後）に使用を開始する、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、あるいは20kW未満の風力発電設備はFIT認定の有無にかかわらず、基礎情報届出が必要です。
施行後6ヵ月以内に基礎情報届出が間に合わなかった場合や使用の開始前までに提出できなかった場合はどうなりますか？	期限までに届出の提出をせず、または虚偽の届出をした場合は、30万以下の罰金に処される可能性があります。（電気事業法第120条）